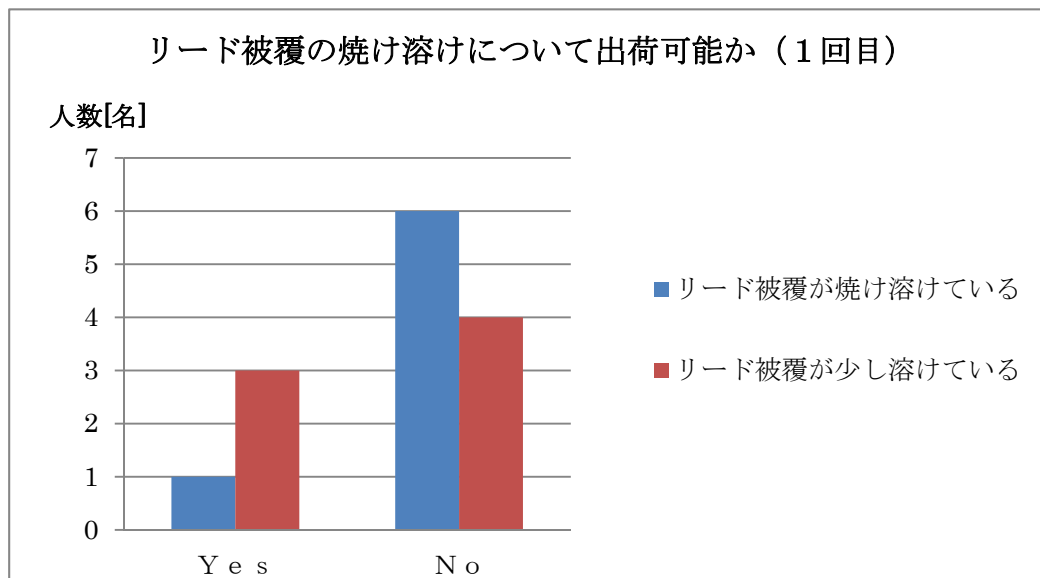


結果と分析

① リード被覆の焼け溶けについて、出荷可能か、アンケートの実施

リード被覆の焼け溶けについて出荷可能か(1回目)		
	Yes	No
リード被覆が焼け溶けている	1	6
リード被覆が少し溶けている	3	4



理由：電流が流れたとき、危険だから
線と接触し、発火するおそれがあるから
いつ焼けてしまうか、分からないから
完全な物を使う方がいいから
見た目が悪いから

少しなら大丈夫な気がするから
動作には問題がないから

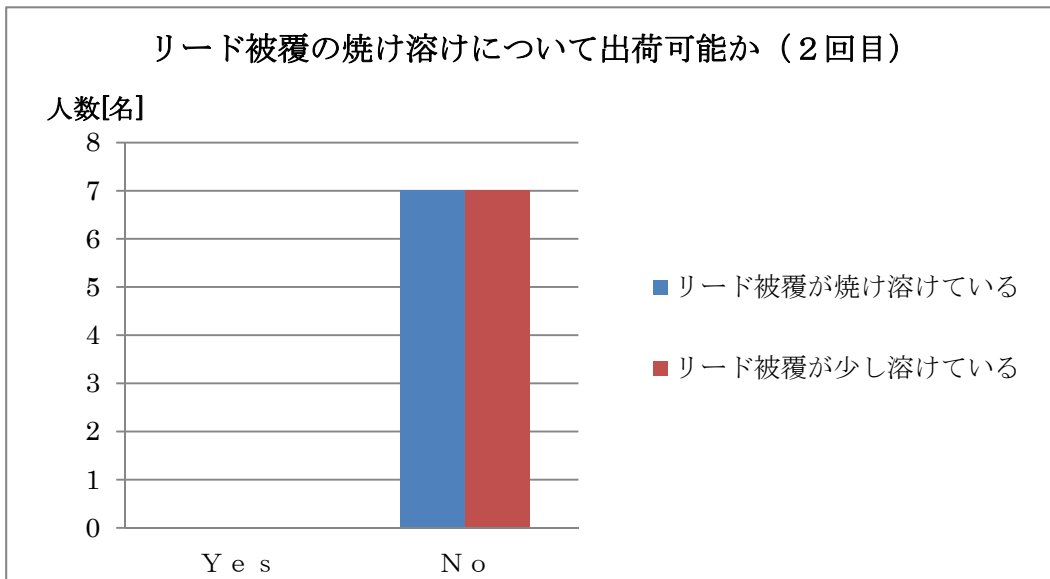
② グループワークで話し合い

製造責任法（PL法）により製品の動作はもちろんですが、危険性や事故防止対策は、すべて完璧になされていないといけないと思います。

また、万が一でも発火したら、製造者の責任になりますし、少しでも溶けていれば危険性が増すので事故防止対策のためにも要因を取り除く必要があると思います。

話し合い後、再度、リード被覆の焼け溶けについて出荷可能か、アンケートを実施

リード被覆の焼け溶けについて出荷可能か(2回目)		
	Yes	No
リード被覆が焼け溶けている	0	7
リード被覆が少し溶けている	0	7



この結果から、製造物責任法（PL法）を考えることで、少しでも危険性の要因を取り除き、万が一、事故が起きたときに欠陥と因果関係が立証されると賠償責任を取らないといけなくなります。

よって、ささいなや小さなことでも妥協せず、完璧な製品を作ることが大事になります。さらに安全性に配慮し、危険防止対策も万全にしないとイケないということが理解できたと考えます。

線引き箇所とその理由

電力調節器を出荷する場合、出荷基準について考えてみました。

生徒の意見

- ①動作については、動作すること。異常音しないこと。
- ②設計 誤差がないこと。
- ③製造 はんだ付けがきちんとなされていること。導線が切れていないこと。
接続しない箇所を接続していないこと。外観におおきなへこみやキズがないこと。
- ④安全性 被覆が焼け溶けていないこと。バリがないこと。角がとがっていないこと。ヒューズがはいっていること。感電しないこと。

その中で線引き箇所を「リード被覆の焼け溶け」として考えたいと思います。

製造物を出荷する場合、製造物責任法（PL法）の製造物者の責任として、欠陥と被害との因果関係が

立証された時点で製造者が賠償責任を負わなくてはならないことになっています。このことを踏まえ、

出荷する場合、動作には問題がないが、「リード被覆の焼け溶けている」

「リード被覆が少し溶けている」

について考えたいと思います。

その理由は、先に述べたように欠陥と被害との因果関係が立証され、製造者が賠償責任を負わないために大事なことは、危険性や事故防止対策をすべて完璧になされていないといけませんので、「リード被覆の焼け溶け」を線引き箇所としたい。